平成30年度

熊野町農業委員会

議事録

第3回

熊野町農業委員会

平成30年度第3回 熊野町農業委員会

- 1. 開催日時 平成30年7月20日(金)午前9時
- 2. 開催場所 役場3階 303会議室
- 3. 出席委員(8人)

委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員 佛圓 治徳

委員 世良 正喜

6. 議事録署名委員(2人)

委員 2番 中須 岩登

委員 4番 橋川 勝則

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 福嶋 春樹

農業委員会 書記 新宮友莉奈

8. 熊野町職員

都市整備課 主査 諏訪本壮太

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は8名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成30年度第3回熊野町農業委員会を開会します。 はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。 2番 中須委員と4番 橋川委員を指名します。 それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をお願い致します。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	それでは、これより審議に入ります。 日程第1、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」 を議題と致します。 なお、議案第1号は3件あります。まずは番号1と番号2の2つは同 一案件ですので、説明をお願いします。 案件につきまして、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第8号 番号1及び番号2の、農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。 まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。 番号1の申請場所は初神老人集会所から南に50m進んで左側にある田、4筆の1,779㎡及び道を挟んで向かいにある田、1筆の1,066㎡になります。 今回の議案の内容は、譲渡人が高齢で耕作困難となり後継者がいないことにより、譲受人が経営規模の拡大を図る目的で農地を所有権移転されるものです。 それから譲受人は田を約19アール、畑を24アール、計44アール

	耕作されておられますので、本町の下限面積の10アールを満たしてお
	ります。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報
	告ならびに補足説明を求めます。
	佛圓委員お願いします。
佛圓委員	昨日事務局の方と一緒に現地を見に行ってまいりました。
	場所は初神の老人集会所のすぐ隣で譲り受けられる人、それから譲渡
	される人、共にですね、農業をされる方で地域の人としてはとても顔見
	知りの方が受け継がれるというような状態でした。
	で、あこの田んぼについては、3年くらい前ですかね、耕作放棄にな
	っておった所を所有者の○○さんが、もう草の面倒が見きれんというこ
	とで埋めて果物を作るようにされております。
	で、これは多分、農業委員会の方に届け出てあるんじゃないかと思い
	ますけど、それを2、3年経って今いちじくも多少大きくなってますが
	収穫できる状況でもないし、草の方が生えて面倒見きれんような状況に
	なっておりました。
	で、まだ草もですね、一年草がしげっとるだけで毎年毎年種が飛んで
	きて茂っておるという状況で他のものを作るということはできる状態
	じゃありませんでした。
	それからもう一件の田については、これは譲り受けた○○さんの家の
	すぐ隣です。
	これも家から覗いてみれば田んぼが接しているので、これから色んな
	ものを作っていくには非常に便利がいいと言いますか、管理がしやすい
	位置にあって受けられても何ら問題ないだろうと思います。
	それとこの土地については、全部道路に面しておりますので、機械も
	十分入りますし、○○さんの方が受け継がれたら荒れることはないとい
	うように見ました。

この2件については以上が現地の状況でした。

議長	ありがとうございました。
-	当案件について、何か質問はありませんか。
○○委員	初神老人集会所はどこにあるん。
○○委員	あのね、パチンコ屋の前の広い道をだいたい400mくらい上がった
	とこに杉の木が大きなのが1本立っとるんよ。
○○委員	農道の左に上がるところよ。
○○委員	そうそう、農道のちょっと下。
○○委員	その下で○○ちゃんが大豆作りよるんよ。
○○委員	あの隣ですから。今○○さんはネギ作りよる。
○○委員	なるほど。もう一つ、○○さんは何歳くらいの人ね。
○○委員	4 5 歳くらいよ。
○○委員	あ一、恐れ入ります。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
議長	それでは、次に番号3の案件について、事務局から説明をお願いしま
	す。
-1-76 D	Walter Dollar All States and All Sta
事務局	次に番号3について、ご説明いたします。
	まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。
	深原公園の多目的広場の横、西側の熊野川近くで譲受人の自宅横の田

850㎡になります。

今回の議案の内容は、農業をしておられる譲渡人の労働力不足により、譲受人が経営規模の拡大を図る目的で農地を所有権移転されるものです。

それから譲受人は田と畑を約21アール耕作されておられますので、 本町の下限面積の10アールを満たしております。

農地法第3条の規定による許可申請については、以上です。 ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。

佛圓委員お願いします。

佛圓委員

先ほど、役場の方と見に行ったと言いましたけど、その○○さんの所が終わってすぐ、この運動公園のとこの件について見に行きました。

で、場所としましては、先ほど説明がありました通り、深原公園の広い運動場があるんですけど、その西側に接したちょっと一段低い段差がある田んぼでした。

で、この田んぼはここにもありますように、片方は熊野川の堤防に面しております。

で、片方は運動公園の運動場に面しておるような位置で、そのすぐ左 にこの図面で見ると上に〇〇さんと書いてありますけれど〇〇さんの 宅地と接しておるような状況です。

で、○○さんは上のほとりに畑を作っておりまして、その畑にも面しております。

○○さんが引き継がれれば自分の所の畑と一緒に作ることができる ということで、よその人が耕作するのと違って作りやすい位置にありま す。

それから、この田んぼですけど、運動公園側に面しておるのも一面については、雑草が茂っておりますけれど、熊野川側に雑木といいますか、木が4、5本立っておるという状況です。

	それ以外の所は、雑草なので何らかの草刈りをしてトラクターですけ
	るというような感じでした。
	木がある所はやっぱり木をブルで起こすなり、自分で掘り起こすなり
	してやれば田んぼとしても再生はできると。
	まあ、田んぼとしてもできるけど、今この状況から見たら○○さんが
	畑を作っておられるんで、畑として作物を作ることも、すぐできるんじ
	やないかと思いました。
	だいたい現況は以上のとおりです。
議長	ありがとうございました。
	当案件について、何か質問はありませんか。
○○委員	大きなスイカは植えてなかった?
○○委員	植えとったけど、大きさまでわからんかった。
○○委員	知り合いじゃけえ知っとるんじゃけどね、あそこはなかなか取らんの
	んよ。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
議長	それでは、お諮りします。
	議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議
	はありませんか。
議場	(全員: 異議なし)
議長	異議なしと認めます。
	よって、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」
	は原案どおり承認することに決定しました。

Г	
議長	次に、日程第2、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請に
	ついて」を議題とします。
	はじめに4点ありますけど、まず事務局から番号1の議案の説明をお
	願いします。
事務局	議案第9号 番号1の、農地法第5条の許可申請について、ご説明い
	たします。
	まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。
	役場から郵便局方面に県道を進み、左手にある一休園を過ぎてすぐ左
	側の道を160mほど進んだ右手になります。
	申請場所は〇〇さんのご自宅の隣の2筆、田14.49㎡になります。
	参考に道路計画の資料をお配りしております。
	今回の議案の内容は、○○さんの敷地の拡張ということですが、県道
	矢野安浦線の道路改良工事により、ご自宅を3mほど移動する必要があ
	り、〇〇さんの了承を得て、ご自宅南側の農地を所有権移転されるもの
	です。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報
	告ならびに補足説明を求めます。
	世良委員お願いします。
世良委員	熊野郵便局のところから下に県道ができるんですが、それに関して○
	○さんの右側が納屋で、お宅が左なんですが、納屋の所をみな取る感じ
	で、納屋は自宅裏の自分の田んぼへ移設すると。
	本宅の県道の境が1mの所を通るもんで、これじゃ出入りが難しいゆ
	うことで、家の田んぼを少し分けてもらう感じで、本宅が3m程西へ移
	動する予定です。
	ほいでまあ、今現在は作る人も何かいつでも作れる状態ですが、しば
	らく作っておられません。
	県道を通る設計を、○○さんの話じゃが、ちいと変えと言われたんで
	すが、設計は変えられんと。

	まあ、別に問題は無かろうと思うんですが。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員:質問なし)
議長	それでは、次の案件について、事務局から説明をお願いします。 なお、番号2と番号3は同一案件ですので、2つの案件について説明 をお願いします。
事務局	次に番号2及び3について、ご説明いたします。 まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。 また、こちらについても参考資料2枚目をご覧ください。 平谷にあるショッピングセンター「しまむら」の裏手にある○○の駐車場の道路を挟んだ向かいになります。 今回の議案は、市街化区域と市街化調整区域をまたがった造成計画となり、報告第6号番号6と同じ場所となります。 譲渡人は耕作することが困難となり、譲受人は駐車場として隣地を利用したいとのことで所有権移転されるものです。 造成計画は報告の箇所も合わせて5筆、1,306㎡になります。 また、現在この箇所は細い路地からの侵入しかできませんが、既存の駐車場からの進入路を新たに新設する計画であるということです。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 世良委員お願いします。
世良委員	道路を挟んで下側には、既に駐車場になっとるんですが、その上にまた駐車場を作るゆうことで、調整区域と市街化区域が混在しよるんですが、○○さんの土地の調整区域だけが今回問題になっとるんですが、別

	に問題は無いような気がするんですが、どうですか。
議長	ありがとうございました。
	当案件について、何か質問はありませんか。
○○委員	調整区域について、事務局の見解はどういう風に考えてますか。
	調整区域を駐車場にすると市街化区域みたいな感じになるんね?
	家建てんのじゃけいいんかね。
○○委員	あそこ調整区域外すならうちもってなるよの。
	税金が違うんじゃないんか。
事務局	調整は調整、市街化は市街化。
	あくまで今回は造成区域が1箇所というか、両方に及んでしまった
	ということで。
○○委員	どさくさに紛れてということになるよの。
	それでみんなが周知すればいいがね。
事務局	ですので、今回報告の方に上がっていますけれど、届出については
	本来申請がなされれば、即座に受理をするべきなんですが、許可案件
	とセットでありましたので、この度の許可があったら、それと合わせ
	て受理もするという扱いです。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
議長	それでは、次の番号4の案件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	次に番号4について、ご説明いたします。

	この案件については、今年3月から広島県との協議の結果、6月末に
	農振除外を認められた「○○○○」の駐車場の転用になります。
	申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。
	県道としての土地収用が実施されて残った部分であり、工事も大がか
	りなことをすることもなく、駐車場として利用するのみなので支障はな
	いと判断しました。全7筆の田1,382㎡になります。
	農地法第5条の規定による許可申請については、以上です。
	よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。
	ただいまの案件に関しては、農業振興地域の計画除外の際にすでに審
	議済みの場所になりますので、農地利用最適化推進委員の調査結果の報
	告ならびに補足説明は省略します。
	当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員:質問なし)
議場	(全員:質問なし)
議場議長	(全員:質問なし) 質問がないようですので、お諮りします。
	はかり
	質問がないようですので、お諮りします。
	質問がないようですので、お諮りします。 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議
	質問がないようですので、お諮りします。 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議 はありませんか。
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議 はありませんか。
議場	質問がないようですので、お諮りします。 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。 (全員:異議なし)
議場	質問がないようですので、お諮りします。 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議 はありませんか。 (全員:異議なし)
議場	質問がないようですので、お諮りします。 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。 (全員:異議なし) 異議なしと認めます。 よって、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」
議場	質問がないようですので、お諮りします。 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。 (全員:異議なし) 異議なしと認めます。 よって、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」
議場議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議 はありませんか。 (全員:異議なし) 異議なしと認めます。 よって、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」 は原案どおり承認することに決定しました。
議場議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議 はありませんか。 (全員:異議なし) 異議なしと認めます。 よって、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」 は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第3、4に入ります。日程第3 報告第5号「農地法第4

事務局	報告第5、6号について、ご説明いたします。
	市街化区域内の農地については、許可を必要とせず、届出により転用
	することができることが認められております。
	本件につきましては、この1か月間に農地転用届出を受理したものを
	報告として上げさせて頂いたもので、この度は、農地法第4条の届出が
	2件、農地法第5条の規定による届出が8件ありましたことを、ご報告
	します。
	このうち、農地法第5条第1項ただし書きに該当する番号8につい
	て、詳しくご説明いたします。
	申請場所についてですが、位置図をご覧ください。
	熊野跡道を阿戸方面に進み、右手にパチンコのビクトリーがあるT
	字路を堂所山方面に左に曲がります。約100m進み、右手に見える箇
	所が申請場所になります。
	今回の報告の内容は、現在すでに携帯電話無線基地局として使用する
	ために転用されている箇所を拡幅し、アンテナを追加で増設されるもの
	です。
	こちらの案件は、電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地
	転用でありますので、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転
	用許可は不要となります。
	説明については、以上です。
議長	ありがとうございました。
	以上で本日の日程はすべて終了しました。
議長	ここで事務局から連絡事項があります。
事務局	(事務局から連絡事項)
議長	次回 農業委員会は8月20日(月)午前9時から開催予定です。
	議案については8月10日以降に事務局から送付予定です。
	以上をもって、平成30年度第3回熊野町農業委員会を閉会します。